

# 空き家相談会を実施します

問 ふるさと振興課 商工観光係 **TEL64-1112**



昨年10月に湯浅町地域おこし協力隊に就任した布施 和樹です。

湯浅町の空き家相談や空き家の利活用につながる取組を実施しています。

空き家を「売りたい」「貸したい」「どうしたらいいかわからない」「情報が欲しい」「解体したい」「補助金はないか」「荷物の整理をしたい」など空き家に関するお困りごと・相談事がございましたら、ぜひご相談ください。(相談は無料です。)

湯浅町地域おこし協力隊 **布施 和樹**  
(移住者受入協議会 伝承鳩所属) (協力: 湯浅町 ふるさと振興課)

〈日にち〉 〈場所〉

3月11日(火): 湯浅えき蔵 (3階)

4月6日(日): 北の町老人憩の家

5月13日(火): 湯浅えき蔵 (3階)

6月15日(日): 北の町老人憩の家

〈時間〉9時～12時

※上記以外の日時を希望の場合は、ご相談ください。

**要予約 1時間制・先着順**

※予約せずにお越しいただいた場合はお待ち頂くことがあります。

ご予約はこちらの連絡先まで



facebook



@FUSSANOSAKANAB3

instagram

Tel 080-5704-9712

Mail fussan.12.01@gmail.com

## 令和7年度 出張年金相談のお知らせ

日本年金機構和歌山西年金事務所が実施する出張年金相談の日程をお知らせします。  
事前予約制ですので、電話予約のうえご利用ください。

### 実施日

4月3日(木) 6月5日(木) 8月7日(木)  
10月2日(木) 12月4日(木)  
令和8年2月5日(木)

会場 湯浅町役場 1階 多目的室

実施時間 10時～15時

### 予約先

和歌山西年金事務所 お客様相談室  
Tel 073-447-1660  
(平日8時30分～17時15分)

- ※役場では予約受付を行っていません。
- ※予約時に、基礎年金番号や相談内容を確認します。
- ※本人以外の方がお越しになる場合は、委任状が必要になる場合がありますので、予約時にご確認ください。
- ※主に年金給付に関する相談のみです。国民年金保険料の徴収、厚生年金適用関係の届書の受理等は行えません。

### 出張年金相談のメリット

- ① **役場で受け付けできない書類の提出ができる**  
厚生年金に加入していた方や、第3号被保険者期間のある方の年金請求、遺族厚生年金の請求など、役場を経由しない請求等の提出ができます。  
年金の請求には、それぞれの年金加入状況より添付書類が異なりますので、予約時にご確認ください。
- ② **将来の年金受給見込額試算ができる**  
年金の受取額は、年金加入状況や繰上・繰下請求等によって変わります。  
見込額試算には年金事務所への来訪、ねんきんネットを利用する方法などがありますが、この機会に将来の生活設計の参考に確認してみたいかどうか。なお、見込額試算は、50歳以上の方に限られます。
- ③ **個別の年金加入状況に応じた年金相談が受けられる**  
年金は、加入状況や納付状況、生年月日など、様々な条件が組み合わさった仕組みです。出張年金相談では、日本年金機構の保有する年金加入状況を元に、個別の事例に応じた相談が受けられます。